日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2013. 11. 21

No.13-030

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

この争議の速やかかつ納得のいく解決策を見出すために、
JAL 経営陣が誠意を持って労働組合と協議するよう指導することを
日本政府に対し要請する

IFALPA 東京宣言 の採択と国交省要請

（2013 年 10 月 22・23 日）

2013 年 10 月 21 日～24 日に行われた IFALPA 労働条件および法務委員会で、JAL の整理解雇問題の経緯並びに ILO 勧告をめぐる日本政府と日本航空の状況などが報告され、この報告を踏まえ 10 月 22 日に IFALPA「東京宣言」が採択されました。

翌 23 日に記者会見、さらに国土交通省航空局へ「IFALPA 東京宣言」を提出すると共に、問題の早期解決を促す要請を行ないました。

この要請では「ECA(Europian Cockpit Association)声明」と「OCCC(Oneworld Cockpit Coalition)声明」も合わせて提出されました。

ALPA Japan NEWS
日乗連ニュース
www.alpajapan.org　Date 2013.11.18　No. 37－20

発行：日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
IND/LEG 委員会
〒144-0043
東京都大田区羽田5－11－4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274
E-mail:office30@alpajapan.org

東京宣言の採択と国交省要請

IFALPA IND/LEG/A&F Committee @TOKYO 報告

2013 年 10 月 21 日～24 日、都内ホテルにおいて、IFALPA IND(Industrial：労働条件)、LEG(Legal: 法務)および Administration & Finance(運営・財務)の 3 つの委員会が開催され、20 数カ国から総勢 50 名の代表が集まりました。

東京での開催は、2003 年以来 10 年振りとなり、今回は特に JAL の整理解雇問題について IFALPA の更なる支援と協力を要請するために招聘しました。IND 及び LEG 委員会において、JAL の整理解雇問題の経緯並びに ILO 勧告をめぐる日本政府と日本航空の状況などが報告され、「JAL 整理解雇問題と ILO 勧告について」と題するプレゼンテーションも行われました。

これらの両委員会での報告を踏まえて、IFALPA の「東京宣言」が検討され、採択されました。これを受けて、日乗連は、この「東京宣言」について 10 月 23 日に記者会見を開きました。会見には日乗連役員及び顧問弁護士の他、IFALPA Deputy President、Managing Director、IND/LEG 委員会両 Chairman、OCCC(Oneworld Cockpit Coalition) Chairman の計 6 名が出席し、日本航空の解雇の不当性を訴えました。

更に、記者会見後、会見に出席した全員で国土交通省航空局へ向かい航空局航空ネットワーク部航空事業課課長他 2 名と面会し、「IFALPA 東京宣言」を提出すると共に、問題の早期解決を促す要請を行ないました。尚、この要請では、「ECA(Europian Cockpit Association)声明」と「OCCC 声明」も合わせて提出されました。「IFALPA 東京宣言」に呼応して ECA と OCCC 両団体が連携の取れた声明を発表したことは、日乗連がこれまで行なってきた継続的な国際活動の成果の表れであると思います。

以下に「IFALPA 東京宣言」の和訳と、次頁以降に IFALPA/ECA/OCCC 声明の原文を紹介します。

国際定期航空操縦士協会連合会(IFALPA) は、世界 100 か国、10 万人のパイロットを代表する団体である。

今週東京において、IFALPA の労働問題(Industrial)委員会および法務(Legal)委員会が開催されている。その中で、2010 年 12 月 31 日に社員の解雇をもたらした日本航空(JAL)の再編について報告がなされ、年齢の高い者、過去に病気欠勤を取得した者が解雇の対象になったという事実を知り大いに失望した。差別を基準にしてパイロットを解雇することは間違いであり、公正かつ人間の尊厳を根本から踏みにじるものである。

JAL の行為を是認した東京地方裁判所の判決は残念なものであり、かつ誤りであると確信している。両委員会によるこの結論は、2012 年 6 月に国際労働機関(ILO)が表明した「JAL の解雇は第 87 号および第 97 号を含む ILO 条約を侵害するものであり、速やかに是正されるべきである」という宣言によっても裏付けられている。

しかしながら、日本政府と JAL の経営陣はこれまで ILO の勧告に従っていない。さらに、JAL がこの不当解雇の問題に対処するため労働組合との協議を拒否し続けていることは、良好な労使関係を保つ上で重大な過ちである。

IFALPA の労働問題委員会および法務委員会は、この争議の速やかかつ納得のいく解決策を見出すために、JAL 経営陣が誠意を持って労働組合と協議するよう指導することを、日本政府に対し要請する。

IFALPA 会長 Captain Don Wykoff　2013 年 10 月 22 日

（訳責：日乗連）

リンク

日乗連ニュース 37－20　IFALPA 東京宣言の採択と国交省要請

日乗連ニュース 37－18　JAL 不当解雇撤回裁判早期解決を目指す 10・25 大集会報告

原告団 HP：　第 319 回 ILO 理事会報告書（2013 年 10 月 16 日～31 日）

原告団 HP：日航第二次勧告の評価組合との了解にもとづく職場復帰の実現を

年末カンパのご協力お願い致します。

リンク：原告団 HP「年末カンパのお願い」

「有志の会」カンパ振込先

・ゆうちょ銀行の場合
ゆうちょ銀行口座名：オービージョウインユウシノカイ
記号：10240　　番号：78724991

・他行からの振込
金融機関名：ゆうちょ銀行
店名：〇二八　　店番：028　　普通預金口座番号：7872499

今後の日程

12 月 24 日（火）

控訴審　客室乗務員 第 5 回最終弁論予定

東京高裁 101 号法廷

午前 10 時 30 分～

12 月 26 日（木）

控訴審　乗員第 5 回最終弁論予定

東京高裁 101 号法廷

午前中